

平成 30 年 8 月 20 日  
健康福祉部長寿社会課  
担当者 瀬戸  
内線 4040  
外線 076-225-1417

## 介護保険法に基づく行政処分について

介護保険法に基づく監査を実施した結果、介護報酬の請求に関し違反があったことから、下記の行政処分を行うこととし、本日付で当該処分に係る通知を行った。

### 記

#### 1 処分対象事業所

名 称：訪問介護事業所ハマナス  
所 在 地：河北郡内灘町白帆台 2 丁目 5 2 7 番地  
指 定 内 容：訪問介護事業所  
指定年月日：平成 22 年 10 月 15 日

#### （ 運営事業者 ）

名 称：株式会社うちくる金沢  
代表取締役：中野 俊一  
所 在 地：金沢市直江町 4 9 番地 1

#### 2 処分内容

事業者の指定の一部の効力の停止

「訪問介護事業所ハマナス」の新規利用者へのサービス提供に対する指定の効力の停止

停止期間：平成 30 年 8 月 27 日から平成 30 年 11 月 26 日

#### 3 処分の事由

介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号違反

- (1) タイムカード上サービス提供時間に勤務時間となっていない介護職員等が、サービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護給付費を請求し受領した。（平成 28 年 12 月から平成 29 年 5 月 313,850 円）
- (2) 身体介護については、原則として 1 人の利用者に対して訪問介護員等が 1 対 1 で行うものであり、生活援助については、複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に複数の要介護者に対してサービスを提供した場合、要介護者間で適宜所要時間を振り分ける必要があるところ、同一職員が同一時間帯に、複数の利用者に対しサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護給付費を請求し受領した。（平成 28 年 12 月から平成 29 年 5 月 436,720 円）

## 4 その他

### 県内の過去の行政処分の例

- (1) 処分事業所：指定居宅介護支援事業所  
処分内容：指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止3か月）  
処分事由：運営基準違反、不正請求  
処分日：平成21年12月8日
  
- (2) 処分事業所：指定（介護予防）通所介護事業所  
処分内容：指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止6か月）  
処分事由：運営基準違反、不正請求等  
処分日：平成23年1月31日
  
- (3) 処分事業所：指定（介護予防）訪問介護事業所、指定（介護予防）通所介護事業所、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（9事業所）  
処分内容：指定取消 4事業所  
指定の効力の全部停止（6か月） 3事業所  
指定の効力の一部停止（新規利用者の受け入れ停止6か月） 2事業所  
処分事由：人員基準違反、不正請求、不正の手段による指定等  
処分日：平成24年2月14日